

## 『薬物乱用について』

皆さん、薬物乱用と聞いてどのような薬を思い浮かべるでしょうか。

先ず、薬物乱用には、使用のお薬そのもの(麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ)と、定められた用法・用量を逸脱して服用する過剰摂取(オーバードーズ)があります。特に最近の話題では、大麻の使用の低年齢化が問題となっています。最近では、日本大学の学生の使用が大きくニュースで報じられました。又、処方せん薬では、睡眠剤・向精神薬などがあります。自殺目的や転売目的で多くの医療機関をまわり処方せんを持ち込む人がいます。最近のコピー機は、性能もよく複数枚コピーをして持ち込む人もいます。薬局泣かせの人たちです。平成の中頃までは、上記のような薬物乱用が多くを占めていました。ところが、最近の全国精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査では、令和2年では、なんと市販薬が56.4%と過半数を超えています。

市販薬は、手軽に入手出来て、コデインや覚醒剤成分が入った濫用につながるお薬がSNSで拡散され情報共有されています。乱用の対象となっている市販薬の例を挙げます。

- ① 鎮咳去痰薬(咳止め)
- ② 総合感冒薬(風邪薬)
- ③ 解熱鎮痛薬(痛み止め)
- ④ 鎮静薬
- ⑤ 眠気防止薬(カフェイン製剤)

おくすりは、逆さまに読むとリスクとなります。本来病気の治療、健康増進のために服用するものです。間違ってもオーバードーズにより快楽を求めたり、自傷行為で命を危険にさらすような服用はやめましょう。

### 精神科医療施設を受診する薬物関連精神疾患患者の 主たる薬物（1年以内に使用歴のある者）

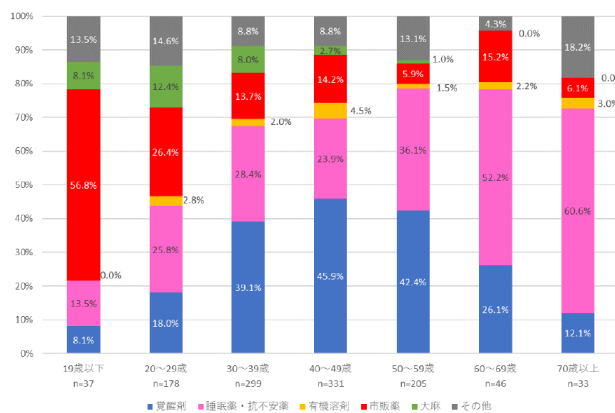
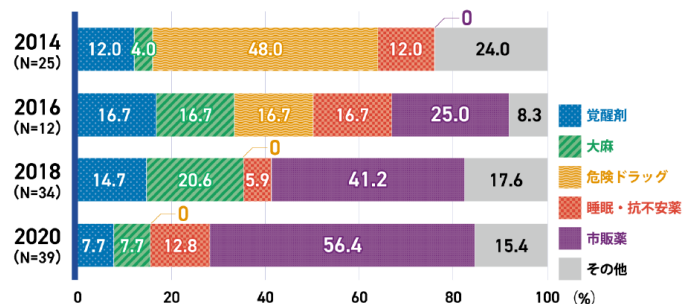


図4. 全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移



参考：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2020年）